



2022年3月14日

各位

会社名 株式会社ノーリツ
代表者名 代表取締役社長 腹巻 知
(コード 5943 東証第1部)
問合せ先 取締役 竹中 昌之
兼 専務執行役員
〔電話番号 078-391-3361〕

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2022年3月14日付の取締役会において、以下のとおり、当社普通株式の売出しを行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 460,000株
- (2) 売 出 人 株式会社三井住友銀行
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2022年3月16日（水）から2022年3月18日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しとし、S M B C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等の決定以降、売出価格等決定日の翌営業日午前9時まで。
- (6) 受 渡 期 日 2022年3月22日（火）から2022年3月24日（木）までの間のいずれかの日。ただし、売出価格等決定日の3営業日後の日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 腹巻 知に一任する。

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておりません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2．株式売出しの目的

コーポレートガバナンスへの対応の一環として、当社は自己資本に対する構成比を意識した政策保有株式の継続的な削減を進めてまいりました。その中で、売出人の売却意向を確認しましたので、円滑な売却の機会を設けることとしました。金融機関が売出人であること等から、法令の定める目論見書の作成を要しない売出しに該当するため、事務負担やコストの軽減を図りつつ、引受人による丁寧なマーケティングの実施により、個人投資家を中心に幅広い需要の創出が見込める本株式売出しを実施することにいたしました。

本株式売出しは、当社株式の分布状況の改善のために、個人投資家を中心に株主層のさらなる拡大を図るとともに、コーポレートガバナンス強化による株主価値の向上を目的としたものであります。

3．ロックアップについて

株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に関し、売出人である株式会社三井住友銀行は、S M B C日興証券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等、ストックオプションに係る新株予約権の発行、2022年2月14日開催の当社取締役会で内容の一部改訂及び継続を決議し、2022年3月30日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に当該一部改訂及び継続について付議した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に従って行われる新株予約権の発行及び譲渡制限付株式報酬に係る譲渡制限付株式の交付並びに本定時株主総会の承認を条件として実施する（仮称）一般財団法人ノーリツ財団への第三者割当による自己株式処分を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4．安定操作取引について

株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に関する安定操作取引は行いません。

以上

ご注意：この文書は、当社の株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、上記株式売出しに関しては、法令に従い、目論見書は作成されておられません。投資を行う際は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。